

株 主 各 位

名古屋市名東区照が丘239番2  
**日本空調サービス株式会社**  
代表取締役社長 橋本東海男

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、開催日前日の営業時間終了時となる平成27年6月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 名古屋市中区栄1丁目3番3号  
ヒルトン名古屋 5階 金扇の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査  
役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第52期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与の支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nikku.co.jp>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 株主総会終了後、1時間の予定で株主の皆様と当社役員との懇談の場を設けたいと存じますので、併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う反動や物価上昇等に伴う実質所得低下の影響による個人消費の低迷により、足踏み状態になっております。一方で、設備投資は企業収益の改善を背景に回復基調を維持しております。ビルメンテナンス業界においては、引き続き施設の維持管理コストの見直し意識が強いものの、省エネや省コストに関心が高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループにおいては、サービスを提供する現場でのお客様との接点を最重要視し、当社のノウハウを活かした設備診断、ソリューション提案、省エネや省コスト提案を通じてお客様の潜在的ニーズの掘り起こしに努め、新規物件の獲得や既存契約の維持に取り組んでまいりました。

この結果、大型病院等の施設常駐管理現場が増加したこと等により、当連結会計年度の売上高は412億75百万円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。種類別の内訳は、建物設備メンテナンスは295億28百万円（同5.2%増）、建物設備工事は117億46百万円（同0.4%減）となりました。利益面につきましても、不採算現場の利益改善努力を行ったこと等により、営業利益は21億44百万円（同14.7%増）、経常利益は22億15百万円（同15.0%増）、当期純利益は11億87百万円（同7.9%増）となりました。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1億67百万円であります。その主なものは、当社の会計システム構築（47百万円）及び子会社である株式会社日本空調岐阜の本社社屋改修工事（14百万円）であります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に重要な資金調達はありません。なお、設備投資等の資金は、主として自己資金、借入金をもって充当しました。

#### (4) 対処すべき課題

建物設備のメンテナンスサービスを中核事業とする当社グループを取り巻く環境におきましては、政府の経済政策を背景に緩やかな回復基調で推移しておりますが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などにより、依然として先行き不透明な状況が続いており、民間企業、官庁ともに施設の維持管理コストの削減や見直し意識が高く、今後も厳しい経営環境が続くものと推測しております。

そのような経営環境におきましても、お客様の環境や省エネ・省コストへの関心は高い状況が継続しております。当社グループでは、お客様との接点を最重要視し、お客様の潜在的ニーズに対し営業力と技術力を結集した設備診断、ソリューション提案、省エネ・省コスト提案を通じてメンテナンス及びリニューアル工事の拡大を図ってまいります。また、当社グループは、2013年度を初年度とする中期5ヵ年経営計画を策定しております。この計画は、当社グループが永続的な成長を実現するための経営戦略、数値目標を明確に示した将来展望と位置付けており、引き続き次の点を中期的な課題と捉え、注力してまいります。

- ① 当社グループは今後も高い技術が必要とされる特殊施設、特殊空間等に対して高品質サービスを提供してまいります。そのために、更なる技術力向上に向けて経営資源を集中させ、既存のお客様に満足していただくとともに、新たなお客様の獲得につなげてまいります。
- ② 当社グループは日本全国に拠点を展開しており、そのネットワークを最大限活用することで迅速かつ高いレベルでお客様のニーズに合わせたサービスを提供し続けてまいります。また、各エリアでの連携を強化し、コストの効率化を進めるとともに、環境創生企業として、人と環境の調和を常に考え、最適な環境を創造することで社会に貢献してまいります。
- ③ 当社グループのガバナンスをより強化することにより、企業価値を高め、株主の皆様への利益還元と従業員の待遇の更なる充実を目指してまいります。

このような取り組みを着実に推進し、計画の2年目につきましても当初計画を上回る業績を残すことができました。今後もこの計画を継続することにより、業界におけるポジションを一層高め、「建物設備メンテナンス業界のリーダー」として、当社グループ独自のビジネスパターンの構築を目指しております。

当社グループが永続的な成長を実現するためには、中核事業である建物設備メンテナンス部門を安定的に拡大し、より強固な経営基盤を構築していくことが必要と考えております。今後も成長が期待できる医療関連業界等を含め特殊施設の更なるシェアアップを目指してまいります。そのうえで、お客様から“日本空調に仕事を任せて本当に良かった、これからも頼むよ”とのご評価を得て、契約の更新・拡大を図るとともに、毎年着実に新規のお客様を獲得できるよう、お客様の事業価値の向上に貢献する高い技術力とサービス力を「日本空調ブランド」と位置付け、提供するサービスの質の絶え間ない向上を掲げ、競争力を高めてまいります。

また、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会等により、内部統制を含む社内管理体制の強化に取り組み、更なるコンプライアンスの充実を図ってまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 (平成24年3月期)	第 50 期 (平成25年3月期)	第 51 期 (平成26年3月期)	第 52 期 (当連結会計年度 (平成27年3月期))
売 上 高(百万円)	35,156	35,574	39,868	41,275
経 常 利 益(百万円)	1,611	1,404	1,926	2,215
当 期 純 利 益(百万円)	712	711	1,100	1,187
1株当たり当期純利益 (円)	41.30	41.29	63.84	68.90
総 資 産(百万円)	23,720	24,514	26,925	28,769
純 資 産(百万円)	11,377	12,106	12,873	14,286

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

2. 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
日本空調システム株式会社	90	51.1	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調三重	45	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調岐阜	34	50.5	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調北陸	30	51.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調東北	65	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調東海	30	51.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
西日本空調管理株式会社	10	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
東日本空調管理株式会社	10	54.0	建物設備の維持管理業務
日空ビジネスサービス株式会社	30	100.0	建物設備等の維持管理業務の 技術者派遣
イーテック・ジャパン株式会社	10	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
蘇州日空山陽機電技術有限公司	400 (千米ドル)	80.6	中国国内における精密機械設 備のメンテナンス及びリニュー アル工事業務
上海日空山陽国際貿易有限公司	51 (万人民币)	間接保有 80.6	中国国内における機器販売・据 付及びそれらに係る修繕業務

- (注) 1. 子会社12社は、すべて連結子会社であります。
2. 上海日空山陽国際貿易有限公司は、蘇州日空山陽機電技術有限公司の完全子会社であります。
3. 平成27年4月28日付で、香川県高松市に日本空調四国株式会社を設立いたしました。

## (7) 主要な事業内容

種 類	主 要 な 内 容
建物設備メンテナンス	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のメンテナンスを主としたサービス
建 物 設 備 工 事	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のリニューアル工事及び新築工事

(注) 当社グループは単一セグメントでありますので、セグメントごとの記載に代えて、種類別での記載をしております。

## (8) 主要な事業所

① 当社の本社 名古屋市名東区照が丘239番2

② 当社の支店等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北 海 道 支 店	札幌市東区	大 阪 支 店	大阪府箕面市
筑 波 支 店	茨城県つくば市	中 国 支 店	広島市西区
東 京 支 店	東京都江東区	九 州 支 店	福岡市博多区
関 東 支 店	東京都八王子市	F M 管 理 部	東京都江東区
横 浜 支 店	横浜市神奈川区	大 型 冷 熱 部	東京都江東区
名 古 屋 支 店	名古屋市名東区		

③ 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
日本空調システム株式会社	名古屋市東区	西日本空調管理株式会社	大阪府吹田市
株式会社日本空調三重	三重県津市	東日本空調管理株式会社	東京都江東区
株式会社日本空調岐阜	岐阜県岐阜市	日空ビジネスサービス株式会社	名古屋市名東区
株式会社日本空調北陸	富山県富山市	イーテック・ジャパン株式会社	東京都江東区
株式会社日本空調東北	仙台市太白区	蘇州日空山陽機電技術有限公司	中国江蘇省
株式会社日本空調東海	浜松市東区	上海日空山陽国際貿易有限公司	中国上海市

### (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,674名	+39名

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員(契約社員及びパートタイマー) 1,096名は含まれておりません。

### (10) 主要な借入先

借入先	借入額(百万円)
株式会社福井銀行	356
株式会社三菱東京UFJ銀行	278
株式会社三井住友銀行	145
株式会社愛知銀行	145
株式会社北陸銀行	112

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数  | 19,892,000株 |
| (3) 株主数      | 3,930名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本空調サービス従業員持株会	1,632	9.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	820	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	800	4.6
株式会社愛知銀行	668	3.9
大橋 一夫	596	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	564	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	539	3.1
岐阜信用金庫	400	2.3
林和子	343	2.0
岡地 修	289	1.7

(注) 当社は、自己株式(2,652千株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成26年2月14日開催の取締役会において、平成26年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を行うことを決議いたしました。これにより、発行済株式の総数は9,946,000株増加して19,892,000株になっておりません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	平成24年7月31日	平成25年8月14日	平成26年7月31日	
新株予約権の数	273個	187個	171個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式54,600株(注1) (新株予約権1個につき200株)	普通株式37,400株(注1) (新株予約権1個につき200株)	普通株式34,200株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 56,100円	新株予約権1個当たり 67,600円	新株予約権1個当たり 130,600円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	
権利行使期間	平成24年8月18日から 平成54年8月17日まで	平成25年9月4日から 平成55年9月3日まで	平成26年8月19日から 平成56年8月18日まで	
行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数234個 目的となる株式数46,800株 保有者数2人	新株予約権の数187個 目的となる株式数37,400株 保有者数2人	新株予約権の数171個 目的となる株式数34,200株 保有者数4人
	社外取締役	—	—	—
	監査役	新株予約権の数39個 目的となる株式数7,800株 保有者数1人(注3)	—	—

(注) 1. 平成26年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

#### 3. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員として在籍中に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		平成26年7月31日
新株予約権の数		131個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式26,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり130,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
権利行使期間		平成26年8月19日から 平成56年8月18日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数131個 目的となる株式数26,200株 交付者数7人
	子会社の役員 及び使用人	—

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
橋本東海男	代表取締役社長	蘇州日空山陽機電技術有限公司董事長
杉山文廣	取締役技術部門管掌	
草野幸士	取締役総務部長	
田中洋二	取締役経理部長	日本空調システム株式会社取締役 株式会社日本空調岐阜取締役 株式会社日本空調北陸取締役 株式会社日本空調東北取締役 株式会社日本空調東海取締役 蘇州日空山陽機電技術有限公司董事
景山龍夫	取締役	誠栄監査法人代表社員
森田尚男	取締役	朝涼法律事務所代表 マルサンアイ株式会社社外取締役
森部誠	常勤監査役	
荒川達夫	監査役	
佐伯典久	監査役	
竹内俊行	監査役	

- (注) 1. 取締役景山龍夫氏及び森田尚男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐伯典久氏及び竹内俊行氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役景山龍夫氏及び森田尚男氏、監査役佐伯典久氏及び竹内俊行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役佐伯典久氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役竹内俊行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成26年6月25日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、取締役友利浩樹氏及び取締役相談役松原武氏は任期満了により退任いたしました。
7. 平成26年6月25日開催の第51回定時株主総会において、草野幸士氏及び田中洋二氏が取締役にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。
8. 平成26年12月11日付で、取締役森田尚男氏はマルサンアイ株式会社の社外取締役に就任いたしました。
9. 当事業年度中に以下の監査役の地位の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
荒川達夫	監査役	常勤監査役	平成26年6月25日
佐伯典久	監査役	常勤監査役	平成26年6月25日

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	役員賞与	
取締役 (うち社外取締役)	134 (15)	93 (12)	20 (-)	20 (2)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	35 (14)	35 (14)	- (-)	- (-)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	170 (29)	129 (26)	20 (-)	20 (2)	12名 (4名)

(注) 1. 取締役に対し、使用人分給与は支給していません。

2. 取締役及び監査役に対する報酬等の限度額

(1) 取締役

①年額 240百万円以内 (平成18年6月22日開催の第43回定時株主総会決議)

②年額 50百万円以内 (平成24年6月22日開催の第49回定時株主総会決議)

※②につきましては、①とは別枠で取締役(社外取締役は除く)に対する  
ストックオプションとして付与する新株予約権に関する限度額です。

(2) 監査役

年額 50百万円以内 (平成24年6月22日開催の第49回定時株主総会決議)

3. 上記には、当事業年度に退任した役員に対する報酬等を含んでおり、当事業年度末の人員は、取締役6名及び監査役4名です。

4. 上記報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第52回定時株主総会において付議いたします役員賞与支給予定額を記載しております。

5. 上記取締役に対する報酬額には、ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を記載しております。

6. 上記報酬等の額のほか、平成24年6月22日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して12百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額12百万円(取締役1名 12百万円)を含んでおります。

7. 上記報酬等の額のほか、平成24年6月22日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役3名に対して28百万円(うち社外取締役1名 4百万円)、監査役2名に対して4百万円(うち社外監査役1名 0百万円)となる予定であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役景山龍夫氏は、誠栄監査法人の代表社員であります。なお、誠栄監査法人と当社の間には特別な関係はありません。

取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所の代表及びマルサンアイ株式会社の社外取締役であります。なお、同所及び同社と当社の間には特別な関係はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	景山龍夫	当事業年度の取締役会17回全てに出席し、議案審議等にて、公認会計士としての経験及び見識を基に重要な発言を行っております。
取締役	森田尚男	当事業年度の取締役会17回全てに出席し、議案審議等にて、弁護士としての経験及び見識を基に重要な発言を行っております。
監査役	佐伯典久	当事業年度の取締役会17回全てに出席し、議案審議等にて疑問点を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	竹内俊行	当事業年度の取締役会17回全てに出席し、議案審議等にて疑問点を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、取締役及び監査役のいずれも5百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### オ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）の対価として支払うべき金額の合計額

22百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22百万円

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の行動指針として、経営理念、企業行動規範、コンプライアンス管理規程を定める。

当社にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）の保存、管理を行う。

- 1) 株主総会議事録及び関連資料
- 2) 取締役会議事録及び関連資料
- 3) その他重要会議議事録及び関連資料
- 4) 稟議書及び関連資料
- 5) その他取締役の職務に関する重要な書類

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等、リスク管理の体制と基準を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は経営に係わる意思決定を行い、執行役員は業務執行を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役の導入を図る。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムは、原則として子会社の全てに適用するものとする。

子会社の内部統制に関する監査は、当社の内部監査部門が行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じ監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くことができるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制（報告ルート）と報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。

監査役へ報告する事項は、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。

監査役は、必要に応じ取締役、従業員に対し、重要事項等に関する報告を求めることができるものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類の閲覧を実効的に行うことができる体制を確保する。

代表取締役は、監査役及び会計監査人との定期的な情報交換の場を設ける。

監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換の場を設けることができる。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

## 7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	17,728	<b>流 動 負 債</b>	11,532
現金及び預金	5,316	支払手形・工事未払金等	5,663
受取手形・完成工事未収入金等	11,087	電子記録債務	531
電子記録債権	129	短期借入金	93
未成工事支出金	353	1年内返済予定の長期借入金	405
原材料及び貯蔵品	18	未払金	1,730
繰延税金資産	408	未払費用	1,505
その他	431	未払法人税等	443
貸倒引当金	△17	未成工事受入金	28
<b>固 定 資 産</b>	11,041	役員賞与引当金	37
<b>有形固定資産</b>	7,905	受注損失引当金	48
建物	3,172	その他	1,045
機械及び装置	420	<b>固 定 負 債</b>	2,950
土地	4,102	長期借入金	900
建設仮勘定	2	繰延税金負債	57
その他	208	役員退職慰労引当金	325
<b>無形固定資産</b>	150	執行役員退職慰労引当金	6
ソフトウェア	93	退職給付に係る負債	1,579
その他	57	資産除去債務	12
<b>投資その他の資産</b>	2,985	その他	68
投資有価証券	2,696	<b>負 債 合 計</b>	14,483
繰延税金資産	132	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	166	株 主 資 本	11,873
貸倒引当金	△9	資 本 金	1,139
<b>資 産 合 計</b>	28,769	資 本 剰 余 金	1,173
		利 益 剰 余 金	10,221
		自 己 株 式	△660
		その他の包括利益累計額	846
		その他有価証券評価差額金	1,136
		為替換算調整勘定	60
		退職給付に係る調整累計額	△350
		新 株 予 約 権	91
		少 数 株 主 持 分	1,473
		<b>純 資 産 合 計</b>	14,286
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	28,769

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,275
売上原価		34,292
売上総利益		6,983
販売費及び一般管理費		4,839
営業利益		2,144
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	38	
保険配当金	23	
受取地代家賃	6	
その他	20	93
営業外費用		
支払利息	15	
減価償却費	2	
資金調達費用	0	
その他	4	22
経常利益		2,215
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1	
減損損失	59	
その他	0	60
税金等調整前当期純利益		2,155
法人税、住民税及び事業税	824	
法人税等調整額	△6	818
少数株主損益調整前当期純利益		1,336
少数株主利益		149
当期純利益		1,187

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,139	1,173	9,433	△660	11,085
会計方針の変更による累積的影響額			△44		△44
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,139	1,173	9,388	△660	11,041
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△353		△353
当期純利益			1,187		1,187
従業員奨励及び福利基金 (注)1			△1		△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	832	—	832
当連結会計年度末残高	1,139	1,173	10,221	△660	11,873

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	656	40	△311	385	53	1,348	12,873
会計方針の変更による累積的影響額							△44
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	656	40	△311	385	53	1,348	12,829
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△353
当期純利益							1,187
従業員奨励及び福利基金 (注)1							△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	479	20	△38	460	37	125	623
連結会計年度中の変動額合計	479	20	△38	460	37	125	1,456
当連結会計年度末残高	1,136	60	△350	846	91	1,473	14,286

(注) 1. 従業員奨励及び福利基金は、中華人民共和国所在の子会社が当該国の法令に基づいて設定したものであります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は発生しておりません。

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

〈連結子会社の名称〉

日本空調システム株式会社

株式会社日本空調三重

株式会社日本空調岐阜

株式会社日本空調北陸

株式会社日本空調東北

株式会社日本空調東海

西日本空調管理株式会社

東日本空調管理株式会社

日空ビジネスサービス株式会社

イーテック・ジャパン株式会社

蘇州日空山陽機電技術有限公司

上海日空山陽国際貿易有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州日空山陽機電技術有限公司及び上海日空山陽国際貿易有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引はありません。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① その他有価証券

時 価 の ある も の … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の … 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

未成工事支出金 … 個別法

原材料及び貯蔵品 … 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備、構築物を除く）、一部の機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）について、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当連結会計年度末において、損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

⑤ 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から支払見込期間に基づく単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が68百万円増加し、利益剰余金が44百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 追加情報

### 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の税率が変更されることとなりました。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる連結会計年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しております。この結果、繰延税金資産の純額が30百万円、退職給付に係る調整累計額が16百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が54百万円、法人税等調整額が67百万円それぞれ増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産	建物	649百万円
	土地	621百万円
	計	1,270百万円
(2) 担保を付している債務	短期借入金	28百万円
	1年内返済予定の長期借入金	209百万円
	長期借入金	323百万円
	計	560百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,524百万円
3. 貸出コミットメント契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と貸出コミットメント契約を締結しております。	
この契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	—
差引額	3,000百万円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 19,892,000株
- 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び総数  
普通株式 2,652,454株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	181	21.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	172	10.00	平成26年9月30日	平成26年11月26日

#### (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	258	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

- 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 260,000株

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金及び預金	5,316	5,316	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	11,087	11,087	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,666	2,666	—
負債			
(4) 支払手形・工事未払金等	5,663	5,663	—
(5) 未払金	1,730	1,730	—
(6) 未払費用	1,505	1,505	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、(5) 未払金、並びに(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

注記すべき重要な賃貸等不動産はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 737円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 68円90銭  |

(注) 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、3円14銭、58銭減少しております。

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年3月13日開催の取締役会において決議した子会社の設立について、以下のとおり設立いたしました。

### (1) 設立の目的

四国エリアにおける新規顧客開発及び営業拠点網の拡充を目的として設立するものです。

### (2) 設立する子会社の概要

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| ① 名称       | 日本空調四国株式会社                     |
| ② 所在地      | 香川県高松市番町1-6-6 甲南アセット高松番町ビル304号 |
| ③ 事業の内容    | 総合建物設備メンテナンスサービス業              |
| ④ 資本金      | 20百万円                          |
| ⑤ 設立の時期    | 平成27年4月28日                     |
| ⑥ 取得する株式の数 | 20千株                           |
| ⑦ 取得価額     | 20百万円                          |
| ⑧ 出資比率     | 当社100%                         |

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,082</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,427</b>
現金及び預金	2,683	支払手形	281
受取手形	219	電子記録債務	531
電子記録債権	129	買掛金	1,785
売掛金	5,011	工事未払金	901
完成工事未収入金	2,250	関係会社短期借入金	890
未成工事支出金	208	1年内返済予定の長期借入金	284
原材料及び貯蔵品	6	未払金	1,721
未収入金	189	未払費用	963
繰延税金資産	270	未払法人税等	316
その他	114	未払消費税等	431
貸倒引当金	△0	前受金	107
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,402</b>	未成工事受入金	17
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,792</b>	預り金	169
建物	2,580	役員賞与引当金	20
車両運搬具	0	受注損失引当金	5
工具、器具及び備品	124	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,485</b>
土地	3,086	長期借入金	333
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>133</b>	繰延税金負債	193
ソフトウェア	88	退職給付引当金	891
その他	44	その他	67
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,476</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,913</b>
投資有価証券	2,433	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	901	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,402</b>
出資金	0	資本金	1,139
関係会社出資金	36	資本剰余金	1,136
従業員に対する長期貸付金	17	資本準備金	362
長期前払費用	6	その他資本剰余金	773
敷金及び保証金	75	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,887</b>
その他	6	利益準備金	122
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	7,764
		研究開発積立金	200
		固定資産圧縮積立金	93
		特別償却準備金	1
		別途積立金	5,558
		繰越利益剰余金	1,910
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△760</b>
		評価・換算差額等	1,077
		その他有価証券評価差額金	1,077
		新株予約権	91
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,571</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,484</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,484</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
サ ー ビ ス 売 上 高	21,450	
完 成 工 事 高	6,224	27,675
売 上 原 価		
サ ー ビ ス 売 上 原 価	17,433	
完 成 工 事 原 価	5,538	22,971
売 上 総 利 益		4,704
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,392
営 業 利 益		1,311
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	88	
仕 入 割 引	1	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	30	
保 険 配 当 金	15	
受 取 手 数 料	15	
そ の 他	11	163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
資 金 調 達 費	0	
そ の 他	0	15
経 常 利 益		1,459
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		1,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	584	
法 人 税 等 調 整 額	△21	562
当 期 純 利 益		895

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,139	362	773	1,136
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を 反映した当期首残高	1,139	362	773	1,136
事業年度中の変動額				
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の加				
実効税率変更に伴う 準備金の増加				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,139	362	773	1,136

残高及び変動事由	株 主 資 本									
	利 益 剰 余 金								自己 株式	株主 資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計		
		研究 開発 積立金	固定 資産 圧縮 積立金	特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	122	200	89	1	5,258	1,716	7,266	7,389	△760	8,904
会計方針の変更による 累積的影響額						△44	△44	△44		△44
会計方針の変更を 反映した当期首残高	122	200	89	1	5,258	1,672	7,222	7,344	△760	8,860
事業年度中の変動額										
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の加			4			△4	-	-		-
実効税率変更に伴う 準備金の増加				0		△0	-	-		-
特別償却準備金の取崩				△0		0	-	-		-
別途積立金の積立					300	△300	-	-		-
剰余金の配当						△353	△353	△353		△353
当期純利益						895	895	895		895
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	4	△0	300	238	542	542	-	542
当 期 末 残 高	122	200	93	1	5,558	1,910	7,764	7,887	△760	9,402

(単位：百万円)

残高及び変動事由	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	634	634	53	9,592
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				△44
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	634	634	53	9,548
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の 増 加				—
実効税率変更に伴う 準 備 金 の 増 加				—
特別償却準備金の取崩				—
別 途 積 立 金 の 積 立				—
剰 余 金 の 配 当				△353
当 期 純 利 益				895
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	443	443	37	481
事業年度中の変動額合計	443	443	37	1,023
当 期 末 残 高	1,077	1,077	91	10,571

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は発生しておりません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 … 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの … 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- 未成工事支出金 … 個別法
- 原材料及び貯蔵品 … 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備、構築物を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 … 3年～50年
- 車両運搬具 … 4年～6年
- 工具、器具及び備品 … 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）について、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (3) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち当事業年度末において、損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を引当計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの工事契約の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 重要な会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から支払見込期間に基づく単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が68百万円増加し、利益剰余金が44百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 追加情報

### 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の税率が変更されることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しております。この結果、繰延税金資産の純額が0百万円減少し、その他有価証券評価差額金が51百万円、法人税等調整額が52百万円それぞれ増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務

(1) 担保に供している資産	建物	313百万円
	土地	242百万円
	計	556百万円

(2) 担保を付している債務	1年内返済予定の長期借入金	144百万円
	長期借入金	133百万円
	計	278百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,394百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記しているものを除く）

短期金銭債権	48百万円
短期金銭債務	212百万円

### 4. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	—
差引額	3,000百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

売上高	7百万円
仕入高	1,667百万円
その他の営業取引高	78百万円
営業取引以外の取引高	111百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,652,454株
------	------------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	285百万円
未払賞与	226百万円
長期未払金	21百万円
株式報酬費用	29百万円
未払事業税	27百万円
減損損失累計額	17百万円
一括償却資産	2百万円
その他	38百万円
繰延税金資産小計	650百万円
評価性引当額	△20百万円
繰延税金資産合計	630百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△508百万円
固定資産圧縮積立金	△44百万円
特別償却準備金	△0百万円
繰延税金負債合計	△553百万円
繰延税金資産（負債）の純額	77百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	270百万円
固定負債—繰延税金負債	△193百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本空調システム株式会社	所有直接51.1%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	200	関係会社 短期借入金	600
				利息の支払	4	未払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

資金の借入については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 607円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 51円94銭  |

(注) 「重要な会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、3円14銭、58銭減少しております。

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年3月13日開催の取締役会において決議した子会社の設立について、以下のとおり設立いたしました。

### (1) 設立の目的

四国エリアにおける新規顧客開発及び営業拠点網の拡充を目的として設立するものです。

### (2) 設立する子会社の概要

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| ① 名称       | 日本空調四国株式会社                     |
| ② 所在地      | 香川県高松市番町1-6-6 甲南アセット高松番町ビル304号 |
| ③ 事業の内容    | 総合建物設備メンテナンスサービス業              |
| ④ 資本金      | 20百万円                          |
| ⑤ 設立の時期    | 平成27年4月28日                     |
| ⑥ 取得する株式の数 | 20千株                           |
| ⑦ 取得価額     | 20百万円                          |
| ⑧ 出資比率     | 当社100%                         |

## 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制を適用しておりません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日本空調サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢 次 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 本 秀 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空調サービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日本空調サービス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 賢 次 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 湯本 秀之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

日本空調サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 部 誠 ⑩

監査役 荒 川 達 夫 ⑩

監査役  
(社外監査役) 佐 伯 典 久 ⑩

監査役  
(社外監査役) 竹 内 俊 行 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を勘案しつつ利益配分を決定するため、連結配当性向30%を目途に安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期末の配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金10円を含めた年間配当金は、1株につき25円となります。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円、総額258,593,190円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

#### (2) 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化並びに将来の事業展開に向けた投資等の有効活用を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

##### ② 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 現行第1条(商号)の英文社名の変更

当社グループにおける今後の海外ブランド力強化施策の一環として、海外子会社に英文社名の頭文字から“NACS”と冠した社名で展開することを狙いとして変更するものであります。

#### (2) 責任限定契約の締結可能範囲の拡大

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条第2項及び第40条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 (条文省略) 2. 当会社の英文社名は、Nippon Air conditioning Services Co., Ltd. と称する。	(商号) 第1条 (現行どおり) 2. 当会社の英文社名は、Nippon Air <u>Conditioning</u> Services Co., Ltd. と称する。
第2条～第29条 (条文省略)	第2条～第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	橋本東海男 (昭和29年2月5日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年2月 蘇州日空山陽機電技術有限公司総経理 平成14年4月 当社執行役員 平成16年8月 当社執行役員海外事業部長補佐 平成17年4月 当社執行役員経営企画室長 平成18年4月 当社執行役員経営企画室長兼海外事業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員経営企画室長兼海外事業部長 平成18年8月 蘇州日空山陽機電技術有限公司董事長 平成19年1月 同社董事長兼総経理 平成20年4月 同社董事長(現任) 平成21年4月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼海外事業部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼海外事業部長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼海外事業部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	45,200株
2	草野幸士 (昭和33年3月20日生)	平成5年4月 当社入社 平成10年4月 当社名古屋支店総務チームリーダー 平成13年4月 当社中部支社総務チームリーダー 平成15年4月 当社総務部サブリーダー 平成20年4月 当社内部統制推進室リーダー 平成21年4月 当社総務部リーダー 平成23年4月 当社管理・教育本部総務部長 平成23年10月 当社管理本部総務部長 平成24年4月 当社総務部長 平成26年4月 当社執行役員総務部長 平成26年6月 当社取締役執行役員総務部長(現任)	5,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数
3	た なか よう じ 田 中 洋 二 (昭和31年8月14日生)	平成16年6月 当社入社 平成19年4月 当社経理部長 平成22年1月 蘇州日空山陽機電技術有限公 司董事 (現任) 平成23年4月 当社管理・教育本部経理部長 平成23年5月 株式会社日本空調東北取締役 (現任) 平成23年10月 当社管理本部経理部長 平成24年4月 当社経理部長 平成25年5月 日本空調システム株式会社取 締役 (現任) 平成25年6月 株式会社日本空調東海取締役 (現任) 株式会社日本空調北陸取締役 (現任) 株式会社日本空調岐阜取締役 (現任) 平成26年4月 当社執行役員経理部長 平成26年6月 当社取締役執行役員経理部長 (現任)	11,300株
※4	なか まち ひろ し 中 町 博 司 (昭和29年7月18日生)	昭和53年10月 株式会社日本空調北陸入社 平成元年9月 株式会社日本空調東北へ転籍 平成3年9月 同社仙台営業所所長 平成4年11月 同社取締役技術部長 平成11年4月 同社常務取締役 平成15年1月 同社取締役技術部長 平成20年5月 同社代表取締役社長 (現任)	8,080株
5	かみづ やま たつ お 景 山 龍 夫 (昭和27年3月10日生)	昭和57年8月 公認会計士登録 平成11年4月 誠栄監査法人設立代表社員 (現任) 平成12年6月 当社監査役 平成14年6月 当社取締役 (現任)	14,000株
6	もり た ひさ お 森 田 尚 男 (昭和31年6月21日生)	平成2年4月 弁護士登録 箕法律事務所入所 平成20年8月 朝涼法律事務所代表 (現任) 平成24年6月 当社取締役 (現任) 平成26年12月 マルサンアイ株式会社社外取 締役 (現任)	1,800株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 景山龍夫氏及び森田尚男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
- ①景山龍夫氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識・経験等を当社に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ②森田尚男氏を社外取締役候補者とする理由としましては、弁護士としての専門的知識・経験等を当社に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 景山龍夫氏及び森田尚男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって景山龍夫氏が13年、森田尚男氏が3年となります。
6. 当社は、景山龍夫氏及び森田尚男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、景山龍夫氏及び森田尚男氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、景山龍夫氏及び森田尚男氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が就任した場合、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役森部誠氏、荒川達夫氏及び竹内俊行氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※1	わた なべ よし ひと 渡 邊 資 史 (昭和34年8月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支店技術2Gマネージャー 平成20年4月 当社名古屋支店支店長 平成25年4月 株式会社日本空調三重へ出向 同社取締役副社長 平成27年6月 出向解除 当社人事部付(現任)	20,000株
※2	すぎ やま ふみ ひろ 杉 山 文 廣 (昭和25年9月10日生)	昭和49年8月 当社入社 平成2年9月 当社TECS事業部環境管理部長 平成11年6月 当社取締役営業本部FM推進部長 平成13年6月 当社執行役員開発本部FM推進部長 平成14年4月 当社執行役員総務部長 平成18年4月 当社執行役員研究・技術本部長 平成21年4月 当社執行役員品質管理部長 平成23年6月 当社取締役管理・教育本部品質管理部長 平成24年4月 当社取締役執行役員技術本部長兼品質管理部長 平成26年4月 当社取締役執行役員技術部門管掌(現任)	69,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
※3	寺澤実 てら ざわ みのる 寺 澤 実 (昭和38年11月25日生)	昭和61年4月 サントリー株式会社入社 平成3年6月 同社退社 平成5年8月 TAC株式会社入社 平成6年10月 同社退社 平成6年10月 青山監査法人入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成10年7月 同監査法人退職 平成10年8月 公認会計士寺澤会計事務所代 表(現任) 平成10年10月 税理士登録	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 当社は、平成12年4月から平成27年5月までの間、寺澤実氏が代表を務める公認会計士寺澤会計事務所との間で顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は、いずれの年も僅少であったことに加え、同契約は現在終了しており、特別の利害関係はありません。
- また、その他の候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。
3. 杉山文廣氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役を退任する予定であります。
4. 寺澤実氏は、社外監査役候補者であります。
5. 寺澤実氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識・経験等を当社の監査に反映していただけると判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 寺澤実氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、渡邊資史氏及び杉山文廣氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 寺澤実氏の選任が承認可決され、同氏が就任した場合、当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

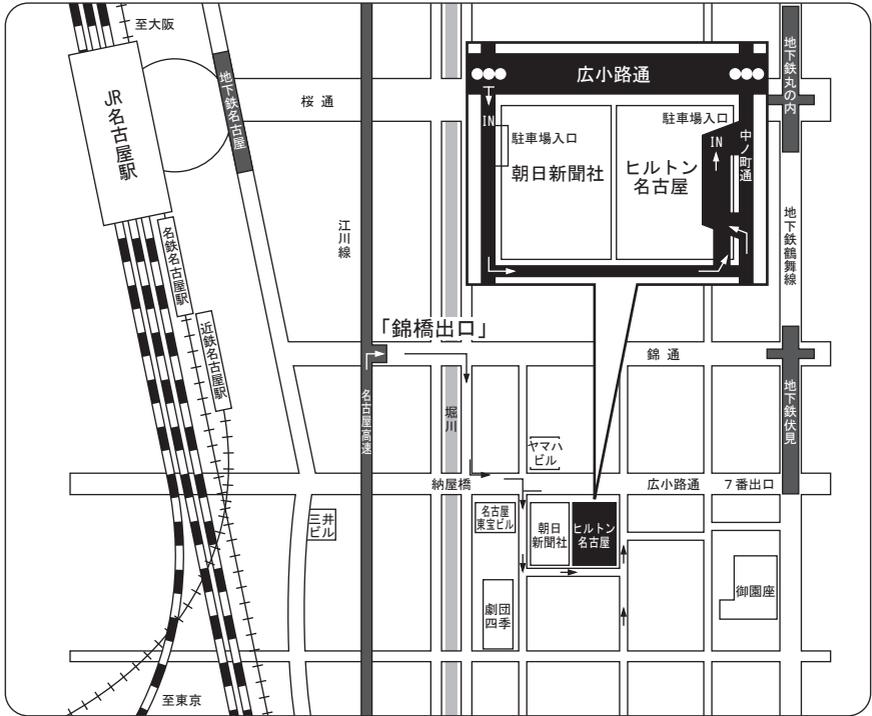
**第5号議案** 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役6名（うち社外取締役2名）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額2,000万円（取締役分1,770万円、社外取締役分230万円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

ヒルトン名古屋は地下鉄東山線・鶴舞線  
伏見駅7番出口から西へ徒歩約3分



<ヒルトン名古屋の連絡先等>

<http://hiltonnagoya.com/>

〒460-0008 名古屋市中区栄1丁目3番3号

TEL : 052(212) 1111 FAX : 052(212) 1225